

第24期第18回農業委員会総会

- ◇日時 令和3年12月14日(火)午後2時00分
- ◇場所 昭島市役所301会議室
- ◇出席委員 1番 谷部英治 2番 鈴木 実 3番 小町江津子 4番 石川光雄
5番 坂本 陽 6番 細井洋治 7番 高垣明枝 8番 篠 吉和
9番 指田貞芳 10番 木野篤志 11番 宮崎邦康 12番 清水幸治
13番 野島喜博
- ◇欠席委員
- ◇議事録署名委員 12番 清水幸治 13番 野島喜博
- ◇事務局 薬袋事務局長 飯島農政係長 書記 石川
- ◇会議に付した事項 議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決)

- 議長 それでは、只今から、第18回農業委員会総会を開催します。
本日の議事録署名委員の指名を致します。本日の議事録署名委員は
12番 清水委員 13番 野島委員 を指名します。
- これより本日の議事に入ります。
本日の総会議案は、
議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について (8件)
議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について (1件)
報告第1号 農地法第5条の規定による届出について(専決) (5件)
- 議長 議案第1号 番号1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。
- 総会資料 議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号1-1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積522㎡
番号1-2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,765㎡ 番号1-3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積286㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積704㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,732㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積2.98 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積604㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1.37 面積合計5,617.35㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成31年3月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成24年9月14日付相続税納税猶予適格者証明

発行。

議 長

当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の9番 指田委員説明願います。

9番委員

はい、説明致します。

番号1-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班（野島委員、清水委員、宮崎委員、小町委員）です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■と■■■の交差点を東に約220m進み左折して120m進んだ交差点を過ぎ左側の農地です。農地の状況ですが、全体を防鳥ネットで囲んでいる。9種類のブルーベリーが200本以上植えられている。灌水用水道あり、除草はされています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、施肥、除草。夏は、収穫、除草。秋は除草。冬は、剪定。出荷状況は、JA直売所「みどりっ子」、自営直売所です。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号1-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■交差点を20度方向左折し75m先の■■■交差点を左に68m進んだ左側の農地です。農地の状況ですが、敷地入口よりガラスハウス1棟、フィルムアルミハウス1棟、ビニールハウス3棟が建っています。全棟空調設備有り、現在主にシクラメンの栽培を行っており、直売が最盛期となっています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、マリーゴールド、ペコニア、ペチュニア。夏は、マリーゴールド、ペコニア、ペチュニア、ポチュラカ苗育成。秋は、シクラメン、ストック。冬は、シクラメン、ポインセチア。出荷状況は、太田市場、世田谷市場、江戸川市場、青梅市場、JAみどりっ子、ミノールです。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号1-3 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間330日。土地の案内につきましては、■■■敷地線に並ぶ道路に沿う畑、及びその畑の南側都市計画道路■■■号をはさんだ南側の農地です。農地の状況ですが、南側ハウスエリア、ビニールハウス3棟が建っている。現在この時期は栽培植物はなし、ハウス棟1部が機材置場になっています。北側ブルーベリーエリアは全体を防鳥網ネットで囲んでいます。9種類のブルーベリー約500本を植付しています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、マリーゴールド、ブルーベリー施肥、除草。夏は、マリーゴールド、ブルーベリー、除草。秋は、パンジー、ビオラ。冬は、ビオラ、ブルーベリー剪定。出荷状況は、太田市場、世田谷市場、江戸川市場、板橋市場、青梅市場、JAみどりっ子、ミノールです。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

以上です。

議 長

以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。
議 長	議案第1号 番号2 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。
総会資料	議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積360㎡ 地番■■■ 登記簿山林 現況畑 面積52㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積26㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積277㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積271㎡ 面積合計986㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成12年12月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。
議 長	当該農地の耕作状況について説明願います。 地区委員の9番 指田委員説明願います。
9番委員	はい、説明致します。 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料1ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■道路を南に100m進み左折し30m進んだ南北両側の農地です。農地の状況ですが、北、西側住宅境にはブロック塀を施し、住宅との視界を遮断しています。南側境には栗、柚子、柿が植えられています。現在、ピーマン、サトイモ、長ネギ、フキ、ノラボウ、ブロッコリー、ダイコンを栽培しています。他の空いている場所は良く耕耘されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ナス、キュウリ、ピーマン。夏は、ナス、キュウリ、ピーマン、スイカ、除草。秋は、サトイモ、八頭、ダイコン、ブロッコリー、除草。冬は、耕耘。出荷状況は、自家消費。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。 以上です。
議 長	以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。 質問等ありますか。
委員一同	ありません。
議 長	質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。
委員一同	異議なし。

議 長 　　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 　　次に、議案第1号 番号3 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 　　議案第1号 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積191㎡ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積826㎡ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積52㎡ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積283㎡ 面積合計1,352㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成6年11月17日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議 長 　　当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の5番 坂本委員説明願います。

5番委員 　　はい、説明致します。
番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間240日。土地の案内につきましては、■■■交差点より東へ約350m進んだ交差点を南へ約150m進んだ右側（■■■、■■■）と左側（■■■、■■■）の農地です。農地の状況ですが、田として適切に管理されています。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、育苗、代かき、田植えなど。夏は、管理作業（畔の草刈り、除草、消毒）。秋は、収穫。出荷状況は、自家消費。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議 長 　　以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 　　ありません。

議 長 　　質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 　　異議なし。

議 長 　　ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 　　次に、議案第1号 番号4 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 　　議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号4-1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積1,034㎡ 地番■■■ 登記簿田 現況田 面積1,434㎡ 番号4-2 所在 ■■■ 地番■■■

■■■ 登記簿畑 現況畑 面積87㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積535㎡ 面積合計3,090㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成9年8月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の8番 篠委員説明願います。

8番委員

はい、説明致します。

番号4-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■と■■■交差点の■■■交差点から■■■を北へ153m、左に入り、■■■駐車場と■■■の間を88m進み、右へ曲がり164m、そして右へ104mの左側■■■の東の農地です。農地の状況ですが、うるち米、キヌヒカリともち米満月の一毛作による水稻栽培の田んぼであります。9月中旬の稲刈り後の状態です。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、苗づくり、耕起（田起こし）、畔塗り、施肥、入水、代かき、田植え、水管理。夏は、全般的管理（水管理、追肥、除草、病虫害防除）。秋は、稲刈り、脱穀、粃すり、精米。冬は、耕起、休耕。出荷状況は、庭先販売、自家消費、親戚への頒布。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号4-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■と■■■の■■■から■■■を南へ145m、■■■を右へ入り57mそして左へ申請者の自宅前を通り■■■交差点の■■■交差点から■■■を北へ153m、左に入り、■■■と■■■の間を88m進み、右へ曲がり164m、そして右へ104mの■■■の東の農地です。農地の状況ですが、うるち米、キヌヒカリともち米満月の一毛作による水稻栽培の田んぼであります。9月中旬の稲刈り後の状態です。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、苗づくり、耕起（田起こし）、畔塗り、施肥、入水、代かき、田植え、水管理。夏は、全般的管理（水管理、追肥、除草、病虫害防除）。秋は、稲刈り、脱穀、粃すり、精米。冬は、耕起、休耕。出荷状況は、庭先販売、自家消費、親戚への頒布。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号5 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号5 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,000㎡ 申請人、■■■ ■■■・■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年12月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成24年11月14日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の12番 清水委員説明願います。

12番委員 はい、説明致します。
番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料2ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間180日。土地の案内につきましては、■■■信号を南に市道を300m進み十字路を左折、用水路に沿い80m進んだ南側の農地です。農地の状況ですが、サトイモ8m6作、ダイコン8m3作、コマツナ8m1作、春菊8m1作、タマネギの苗、コールラビ、オカワカメがありました。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、トマト、ナス、キュウリ、ネギ、サトイモ。夏は、トマト、ナス、キュウリ、ジャガイモ。秋は、ダイコン、ハクサイ、ブロッコリー、ネギ、コマツナ。冬は、ネギ、タマネギ。出荷状況は、自家消費。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号6 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号6 所在■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積356㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積579㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積476㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積605㎡ 面積合計2,016㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成9年12月15日付相続税納税猶予適格者証明

発行。

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。
番号6 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。主な耕作者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■信号を■■■方面へ約96m進み、途中、歩道橋を過ぎすぐ左折して、北へ約97m進んだT字路に接する北側に面した農地です。農地の状況ですが、西側より、ビニールハウス1棟、一部露天の花弁置き場、その他すべてガラス温室5棟があり、調査日当日はシクラメン、サクラソウ、マーガレットなど栽培中でした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、サフィニア、セラニウム、ナデシコ、マーガレット、ロベリア。夏は、サフィニア、バーベナ。秋は、コスモス。冬は、シクラメン、サクラソウ、マーガレット。出荷状況は、中央卸売市場（大田市場、葛西市場、世田谷市場、板橋市場）青梅インターフローラ。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議 長 次に、議案第1号 番号7 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号7-1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積764㎡ 番号■■■ 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積950㎡ 面積合計1,714㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成9年12月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議 長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。
番号7-1 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。主な耕作者は、家族です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会

長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■信号から■■■通りに入り北へ約450m進み、■■■店前の信号を左折して西へ約170m進んだ地点の北側の農地です。農地の状況ですが、用土（赤地）の一次置き場。調査日当日は約100トン位貯蔵しているとのこと。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、年間を通して随時利用している。出荷状況は、自家用。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。

番号7-2 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。主な耕作者は、家族です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会いは、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間300日。土地の案内につきましては、■■■信号を■■■方面へ約96m進み途中歩道橋を過ぎすぐ左折して北へ約97m進み、T字路を右折して東へ約66m進んだ南側の農地です。農地の状況ですが、北側入口に土壌消毒用の施設1棟と物置1棟南側にビニールハウス2棟があり調査日当日は、ゼラニウム、サクラソウ、マーガレットなどの苗を栽培中でした。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、春は、ゼラニウム、プリムラジュリアン。夏は、サフィニア。秋は、コスモス。冬は、ゼラニウム、サクラソウ、マーガレット。出荷状況は、中央卸売市場（大田市場、葛西市場、世田谷市場、板橋市場）青梅インターフローラ。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第1号 番号8 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について上程いたします。

総会資料 議案第1 引き続き農業経営を行っている旨の証明書について、上記の議案を次のとおり提出する 令和3年12月14日 提出者 昭島市農業委員会 会長 谷部英治 番号8 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積601㎡ 申請人、■■■ ■■■ 引き続き農業経営を行っている期間、平成30年11月1日から令和3年11月30日まで。備考、平成9年12月15日付相続税納税猶予適格者証明発行。

議長 当該農地の耕作状況について説明願います。
地区委員の4番 石川委員説明願います。

4番委員 はい、説明致します。
番号8 申請者名及び土地の所在は、総会資料3ページのとおりです。主な耕作

者は、申請者です。調査年月日は、令和3年12月6日 立会い者は、申請者、会長、職務代理、B班です。過去3年間の労働日数は各年間150日。土地の案内につきましては、■■■信号を立川方面へ約96m進み、途中、歩道橋を過ぎすぐ左折して、北へ約97m進んだT字路を左折しすぐ右折して約193m北へ進み途中、■■■の■■■を過ぎ■■■手前左側の農地です。農地の状況ですが、用土の二次置き場で赤地に腐葉土やピートモスを混ぜて2、3ヶ月ねかせてから使用する。調査日当日は1万鉢分以上の用土を貯蔵しているとのこと。申請人、同居の親族も耕作しています。農地として認められない部分は、ありません。年間の作付け状況は、年間を通して随時利用しています。出荷状況は、自家用。納税猶予の説明は、致しました。指摘事項は特にありません。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質問等ありますか。

委員一同 ありません。

議長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ご異議ないものと認め、本件については、申請人に引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付します。

議長 次に、議案第2号 番号1 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について、上程いたします。

総会資料 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 上記の議案を次のとおり提出する。令和3年12月14日 提出者昭島市農業委員会会長 谷部英治 番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,117㎡ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積376㎡ 面積合計1,493㎡ 申請者、■■■ ■■■ 買取り申請事由の生じた者 ■■■ ■■■ 申出事由、令和3年8月31日 ■■■氏 死亡のため。

議長 当該農地の耕作状況について、説明願います。
地区委員の10番 木野委員説明願います。

10番委員 はい、説明いたします。
申請者名及び土地の所在は、総会資料16ページのとおりです。調査年月日は、令和3年12月6日 土地の案内ですが、■■■交差点を■■■方面に進み信号2つ目先の■■■の角の路地を左に曲がり60mほど進んだ正面の農地です。農地の状況ですが、畑は耕耘済です。農地と認められない部分は、ありません。指摘事項は、中央の桑の木の剪定を指摘しておきました。
以上です。

議長 以上、説明が終わりました。これより質疑を行います。
質疑等ありませんか。

ありません。

議 長 質疑がないものと認めます。おはかりいたします。本件については、ご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 異議がないものと認め本件については、申請人に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書を交付します。

議 長 次に、報告第1号 番号1 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号1 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積126㎡ 譲受人、■■■■ 譲渡人、■■■■ 転用目的、所有権移転 自用住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 番号1 申請者名及び土地の所在は、総会資料18ページのとおりです。調査年月日は、令和3年12月8日 土地の案内につきましては、■■■街道を■■■方面に向い、■■■交差点を左折し、約100m先の■■■手前を左折して、約125m先の右側梅畑の間を右折し、約50m進んだ左側の土地です。農地の状況は、梅の古木が植えられている状態です。周囲の状況は、東は、道路。南は、梅畑。西は、住宅。北は、梅畑です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です。

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号2 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号2 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積20㎡ 譲受人、■■■■ 譲渡人、■■■■ 転用目的、所有権移転 宅地敷の一部。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 鈴木委員説明願います。

2番委員 番号2 申請者名及び土地の所在は、総会資料18ページのとおりです。調査年月日は、令和3年12月8日 土地の案内につきましては、■■■を立川方面に向い、■■■交差点を左折し、約100m先の■■■手前を左折して、約125m先の右側梅畑の間を右折し、約50m進んだ左側番号1の土地の北側の土地です。農地の状況は、梅の古木2本が植えられている状態です。周囲の状況は、東は、道路。南は、梅畑。西は、住宅。北は、住宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号3 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号3 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積48㎡ 譲受人、■■■
■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移転 店舗兼住宅。

当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 番号3 申請者名及び土地の所在は、総会資料18ページのとおりです。調査年月日は、令和3年12月7日 土地の案内につきましては、■■■街道、■■■前より■■■方向へ約290m進み■■■を左折し、■■■通りを55m進み右折して■■■の塀添いの道を135m進んだ右側の土地です。農地の状況は、ダイコン、ネギ、ミニトマト、オクラ、ナス、ピーマン、ブロッコリー、キクイモ、各少量。茶の木1株がありました。周囲の状況は、東は、畑。南は、道路。西は、住宅。北は、自宅です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号4 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号4 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積1,058㎡ 譲受人、■■■ ■■■ 譲渡人、■■■ ■■■・■■■ 転用目的、所有権移転 建売住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
13番 野島委員説明願います。

13番委員 番号4 申請者名及び土地の所在は、総会資料19ページのとおりです。調査年月日は、令和3年12月7日 土地の案内につきましては、■■■街道、■■■を福生方向へ350m進み右折して75m進み左折して42m進んだ右側の土地です。農地の状況は、南側にシソの枯れ枝。作物の枯れ跡がありました。周囲の状況は、東は、畑。南は、住宅、道路。西は、住宅。北は、畑です。転用事業に関連する特記事項は開発行為の許可あり。
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 次に、報告第1号 番号5 農地法第5条の規定による届出についてでございます。

総会資料 報告第1号 農地法第5条の規定による届出について（専決）
番号5 所在 ■■■ 地番■■■ 登記簿畑 現況畑 面積188㎡ 譲受人、■■■ ■■■ ■■■・■■■ 譲渡人、■■■ ■■■ 転用目的、所有権移

転 自用住宅。

議 長 当該農地の利用状況について説明願います。
2番 野島委員説明願います。

2番委員 番号5 申請者名及び土地の所在は、総会資料19ページのとおりです。調査年月日は、令和3年12月8日 土地の案内につきましては、■■■街道を■■■方面に向い、■■■交差点を左折し、約550m先の■■■を左折して約310m進んだ左側の土地です。農地の状況は、トラクターによる耕耘後の草が生えた状態です。周囲の状況は、東は、畑。南は、畑。西は、アパート。北は、道路です。転用事業に関連する特記事項は特にありません。
以上です

議 長 以上、説明が終わりました。農地法第5条の届出による専決処分については、報告どおり了承願います。

議 長 以上をもちまして、農業委員会総会を終了とさせていただきます。

議事録署名者		印
議 長		
委 員		
委 員		